

仕 様 書			
件名	新型コロナウイルスPCR検査	作成部隊等名	自衛隊宮崎地方協力本部募集課
		作成年月日	令和4年 2月 15日

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊宮崎地方協力本部が部外委託する新型コロナウイルスPCR検査について適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 関連文書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 役務に関する要求

3.1 全般

本役務は、PCR検査キット一式の納品、検体回収、検体検査、検査結果通知を行うものとする。

3.2 規格等

PCR検査キットは、唾液によるものとし、検体の採取は個人で実施できるものとする。

3.3 PCR検査キット一式の納品

a) 納入期限：令和4年3月10日（木）

b) 予定数量：330セット

c) 納品場所：次項の表に示す場所

3.4 検体の回収要領等

検体の回収期間は契約締結日から同年3月31日の期間とし、回収要領は返信用封筒又は下表に示す場所で直接回収する方法とする。直接回収とする場合には、回収日と検体数については事前に官側より請負業者へ連絡するものとする。尚、回収期間を超えて回収する必要が生じた場合は官側と契約相手方で別途、調整するものとする。

連番	PCR 検査キット一式の 納品・回収場所	事務所名	連絡先	予定 数量
1	宮崎市東大淀 2-1-39	自衛隊宮崎地方協力本部募集課	0985-53-2643	20
2	延岡市大貫町 1-2915 延岡合同庁舎 5 階	自衛隊宮崎地方協力本部 延岡出張所	0982-21-2387	20
3	日向市鶴町 2-136	自衛隊宮崎地方協力本部 日向地域事務所	0982-52-6914	20
4	児湯郡新富町新田 19581 航空自衛隊新田原基地	自衛隊宮崎地方協力本部 新田原分駐所	0983-35-1121 (内線 5207)	55
5	宮崎市橋通東 3-1-22 宮崎合同庁舎 1 階	自衛隊宮崎地方協力本部 宮崎募集案内所	0985-61-7663	95
6	日南市飢肥 5-3-45 森林管理署	自衛隊宮崎地方協力本部 日南地域事務所	0987-32-5066	20
7	都城市久保原 1 街区 12 号 陸上自衛隊都城駐屯地	自衛隊宮崎地方協力本部 都城地域事務所	0986-23-3944 (内線 373)	75
8	小林市細野 266-1 小林法務合同庁舎 2 階	自衛隊宮崎地方協力本部 小林地域事務所	0984-22-5254	25

3.5 検体検査

- a) 個別の検体検査又はプーリング方式による。
- b) 一日当たり最大 100 検体の検査が可能な体制とする。

3.6 検査結果の通知

通知は、検体が契約相手方に到着後、概ね 24 時間以内に官側が指定する担当者へ通知するものとし、通知要領はメールによる。通知内容には、検査の結果として、陽性又は陰性を明記するものとする。

4 品質・保証（契約履行の確認）

4.1 監督・検査

検査結果の通知をもって完成検査をするものとし、検体の返送がなかった場合は PCR 検査キット一式を納品した確認をもって、完成検査をする。

5 その他の指示

5.1 保全

契約相手方は、本役務で取り扱う個人情報の適切な管理を行うとともに、本役務で知り得た個人情報を役務従事者以外に漏えい又は官側の承認を得ないで転用してはならない。また、契約の一部を第三者に請け負わせる場合には、当該者に同様の保全の遵守をさせるものとする。

5.2 検体等の亡失及び損傷

施工上の不備による検体等の亡失及び損傷等の事故が生じた場合は、その責を契約相手方が負うものとする。

5.3 使用器材・機器

検査に必要な器材、機器は契約相手方が準備するものとする。

5.4 消耗品

消耗品は、PCR検査キット代金に含めるものとする。

5.5 仕様書の疑義

契約相手方は、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに官側と協議するものとする。